

京丹後市地域雇用促進協議会
地域雇用活性化推進事業 事業推進員 募集要項（三次）

京丹後市地域雇用促進協議会は平成29年6月に発足し、京丹後市内に本社や営業所、事業所を置く企業を会員として、人材確保・雇用対策に取り組んでいます。

この度、厚生労働省が実施する「地域雇用活性化推進事業」の採択を受けて本協議会が実施する「多様な人材と新しい働き方モデル創出プロジェクト」の事業推進員を募集します。

【募集内容】

職種	募集人数	業務内容	給与
事業推進員 リーダー	1名	・プロジェクトに関わる中小企業に対する経営、採用、 情報発信方法へのアドバイスや支援機関との調整 ・プロジェクトのマネジメント ・プロジェクトで実施する個別事業の調整、運営 等	303,900円／月 (賞与なし)
事業推進員	1名	・プロジェクトに係る文書、資料作成 ・HP、SNS 等での情報発信 ・その他事業実施に係る補助作業 等	225,600円／月 (賞与なし)

【対象者】

下記のいずれの条件にも該当する方

- ① 普通自動車免許（AT 限定可）を有している方
- ② パソコンの一般的な操作及びインターネットや SNS などを活用できる方
- ③ 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- ④ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

※男女不問

【勤務日数及び勤務時間】

- ・勤務日数 週5日間
- ・勤務時間 8時30分から17時15分（休憩1時間）

※土日等の勤務は振替対応となります。

※所定の月の労働日数及び労働時間を下回った場合は、その分の報酬は減額となります。

【勤務場所】

京都府京丹後市網野町網野 385-1 ら・ぽーと 2F

京丹後市地域雇用促進協議会 事務局（京丹後市商工振興課内）

【雇用形態】

京丹後市地域雇用促進協議会と雇用契約を結びます。

【雇用期間】

- ・雇用期間は、雇用契約締結日から令和8年3月31日までです。次年度からは年度ごとに契約を更新することができるものとし、最長令和10年3月31日までです。（2年3か月）
- ・事業推進員にふさわしくないと判断した場合は、雇用契約の更新を行わないことがあります。

【待遇・福利厚生】

- ・雇用期間中の住居は、個人で手配ください。家賃手当等はございません。
- ・有給休暇あり（市の条例を適用）
- ・業務に必要なパソコン、車輛については、協議会が用意します。ただし、通勤を目的とした車輛の使用は不可。
- ・通勤手当支給あり（市の条例を適用）
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険加入

【応募について】

応募方法

- ① 最寄りのハローワークで求人内容について確認してください。
- ② ハローワークが発行する紹介状と履歴書、職務経歴書を下記まで提出ください。
※事業推進員リーダーに応募される方は、自己推薦書（任意様式）を添付ください。

提出期限

令和7年12月12日（金）正午必着

提出先

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 385-1 ら・ぽーと 2F
京丹後市地域雇用促進協議会 事務局（京丹後市商工振興課内）

【選考について】

① 選考（面接）

応募を受け付けた方には、面接日・会場の連絡をさせていただきます。

（面接のために必要となる交通費等は個人負担となります）

面接予定日：令和7年12月17日（水）～19日（金）

面接会場：京丹後市網野保健センター

② 最終選考結果

選考の結果は、対象者に通知します

※令和8年1月5日（月）の採用を予定しています。

【問合せ先】

〒629-3101 京都府京丹後市網野町網野 385-1 ら・ぽーと 2階
京丹後市地域雇用促進協議会 事務局（京丹後市商工振興課内）

※お問合せは、電話又はメールにてお願いします。

※下記アドレスからのメールを受信できるように設定してください。

電話番号：0772-69-0440

メールアドレス：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp